

令和8年度選考試験案内

青森県警察官(サイバー捜査官)選考採用試験【第1回】



採用情報ホームページ

令和8年4月27日
青森県警察本部

《青森県警察官(サイバー捜査官)採用試験のポイント》

- ・ **SPI3(ペーパーテスト方式)の導入**
⇒ これまで第1次試験で実施していた教養試験に代えて、SPI3(ペーパーテスト方式)を導入
※ ペーパーテスト方式～実際の会場でマークシートにより回答する方式
- ・ **資格加点の導入**
⇒ サイバー防犯ボランティアの経験が1年以上ある受験者は一定点を加点
- ・ **受験資格を追加**
⇒ これまでの受験資格に、「情報セキュリティマネジメント試験」、「基本情報技術者試験」の合格者を追加

《受付期間》 令和8年4月27日(月) ～ 令和8年6月8日(月)

《選考試験日》 令和8年7月12日(日) (第1次試験日)

令和8年8月下旬 (第2次試験日)

《選考試験会場》 青森市 (第1次試験及び第2次試験)

1 選考区分、採用予定数及び職務内容等

選考区分	採用予定人員	身分	職務内容
サイバー捜査官	2人程度	警察官	コンピュータ及びネットワーク等情報技術に関する専門的 技能・経験を生かし、警察官としてサイバー犯罪捜査等に従 事します。

2 受験資格等

年齢	受験資格
昭和62年4月2日以降に 生まれた者	下記の資格①又は②のいずれかを取得していること。 ① 情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)第9条第1項に 規定する情報処理安全確保支援士試験に合格した者 ② 情報処理の促進に関する法律第29条第1項に規定する情報処理技術者 試験のうち、次のいずれかの試験に合格した者 ・ 基本情報技術者試験 ・ 情報セキュリティマネジメント試験 ・ 応用情報技術者試験 ・ ITストラテジスト試験 ・ システムアーキテクト試験 ・ プロジェクトマネージャ試験 ・ ネットワークスペシャリスト試験 ・ データベーススペシャリスト試験 ・ エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・ ITサービスマネージャ試験 ・ システム監査技術者試験 ※ 上記のほか、過去に実施された同種の情報処理技術者試験(経済産業 省認定の国家試験)も対象とします。

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- 日本の国籍を有しない者
- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち下記に該当する者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格発表

試験	試験日 (開始時刻)	場 所		合 格 発 表	
		試験地	試験会場	発表日	発表方法
第1次試験	7月12日(日) (午前9時00分)	青森市	青森県警察学校	7月17日(金) (予定)	合格者に書面で通知するほか、青森県警察のホームページにも合格者の受験番号を掲載します。
第2次試験	8月下旬			9月中旬	

4 試験の種目

試験	種 目	内 容																		
第1次試験	S P I 3	基礎能力試験	言語能力や数的処理能力及び論理的思考力について検査を行います。 (70題、1時間10分) 解答は、マークシート方式により行います。																	
		性格検査	職務遂行に必要な適性について検査を行う。(40分) (検査結果は面接試験の参考資料として使用)																	
	専門試験	情報処理技術等に関する専門的知識について択一式による筆記試験を行います。 (20題、1時間) 解答は、マークシート方式により行います。 【出題分野】ハードウェア、ソフトウェア、OS、プログラミング、タグ知識、ネットワーク、セキュリティ、デジタル情報発信等																		
第2次試験	論文試験 (第1次試験日に実施)	一般的課題により職務の遂行に必要な識見、判断力、思考力等について記述試験を行います。 (内容、論理性・思考力、構成・表現、国語力を評価します。)(800字以内、1時間) 論文試験は第1次試験(7月12日(日))に実施しますが、第1次試験合格者のみ、第2次試験で採点を行います。																		
	面接試験	警察官に適する人物かどうかについて、集団面接及び個別面接により試験を行います(姿勢態度、表現力、判断力、積極性、堅実性等を評価します。)																		
	適性検査	警察官としての適性について、作業検査法による検査を行います。																		
	体力検査	警察官として職務遂行上必要な体力について、次の4種目により検査を行います。																		
		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査区分</th> <th colspan="2">検査基準</th> </tr> <tr> <th>男 性</th> <th>女 性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>折り返し回数24回以上</td> <td>折り返し回数14回以上</td> </tr> <tr> <td>反復横跳び</td> <td>36回以上/20秒</td> <td>32回以上/20秒</td> </tr> <tr> <td>腕立て伏せ</td> <td>19回以上</td> <td>10回以上</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>左右平均28kg以上</td> <td>左右平均20kg以上</td> </tr> </tbody> </table>		検査区分	検査基準		男 性	女 性	20mシャトルラン	折り返し回数24回以上	折り返し回数14回以上	反復横跳び	36回以上/20秒	32回以上/20秒	腕立て伏せ	19回以上	10回以上	握力	左右平均28kg以上	左右平均20kg以上
検査区分	検査基準																			
	男 性	女 性																		
20mシャトルラン	折り返し回数24回以上	折り返し回数14回以上																		
反復横跳び	36回以上/20秒	32回以上/20秒																		
腕立て伏せ	19回以上	10回以上																		
握力	左右平均28kg以上	左右平均20kg以上																		
	身体検査	次の検査基準により検査を行います。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視力</td> <td>両眼とも裸眼視力が0.6以上または矯正視力が1.0以上であること。</td> </tr> <tr> <td>色覚</td> <td>職務の遂行に支障のないこと。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>職務の遂行に支障のない身体的状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> 上記検査は、医療機関等において検査した身体検査書により行います。 医療機関における検査料は個人負担となります。		検査項目	検査基準	視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上または矯正視力が1.0以上であること。	色覚	職務の遂行に支障のないこと。	その他	職務の遂行に支障のない身体的状態であること。									
検査項目	検査基準																			
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上または矯正視力が1.0以上であること。																			
色覚	職務の遂行に支障のないこと。																			
その他	職務の遂行に支障のない身体的状態であること。																			

5 配点基準

第1次試験			第2次試験							合計
SPI3試験	専門試験	計	論文試験	集団面接	個別面接	適性検査	体力検査	身体検査	計	
40	40	80	40	75 (適否)	100 (適否)	適否	40 (適否)	適否	255	335

- 注1 表中「適否」とあるのは、適否基準を満たす必要があるものです。
- 2 第2次試験で設定された適否基準のいずれかを満たさない場合、論文試験は採点されません。
- 3 体力検査の適否基準では、4種目のうち2種目以上が基準を満たす必要があります。
- 4 身体検査の適否基準では、医療機関等において検査した身体検査書により、「就業に支障のないこと」が必要です。また、各項目(視力・色覚)ごとの基準を満たす必要があります。

6 第1次試験における資格加点について

- (1) 対象資格
各都道府県警察サイバー防犯ボランティアとしての活動経験を1年以上有している者
- (2) 加点方法
上記の者に対して、証明書類(サイバー防犯ボランティア委嘱状)により、対象となる資格等の保有を確認できた場合、第1次試験の試験得点に5点を加点します。ただし、第1次試験の得点に加点点数を加え、満点に達するまでとします。
※ サイバー防犯ボランティアとして委嘱されているにもかかわらず、委嘱状が発行されていない場合は、問合せ先へお問い合わせください。
- (3) 申請方法
青森県電子申請・届出システムによる受験申込の際、所定の欄に資格名称等を入力してください。
資格を証明する書類は、スマートフォン等で撮影した写真画像、またはスキャナで取り込んだ画像データ(PDF・JPEG等)を所定の欄にアップロードしてください。
- (4) 第1次試験当日
資格を証明する資料の原本を持参してください。
注1 申込時に提出された対象資格等を証明する資料の写しは返却しません。
2 第1次試験当日に原本による確認ができない場合は、加点しません。
3 加点は受験申込時までに上記対象資格等を取得済みの人に限ります。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者の決定は、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定します。
- (2) 原則として、令和9年4月1日付けで青森県警察官(サイバー捜査官)として採用します。
なお、本人の意向を確認した上で、令和9年4月1日より前に採用される場合があります。ただし、「2受験資格」を満たさない者は、採用される資格を失います。
- (3) 採用後は、青森県警察学校(全寮制)に入校し、学歴に応じて6か月(大学卒業の場合)又は10か月(短期大学、高校卒業の場合)の初任科教養を履修します。卒業後は、原則として各警察署に配置され、その後サイバー犯罪捜査等に従事する部門に配属されます。

8 給与等


- (1) 初任給
職員の給与に関する条例の規定に基づき、職歴・経験等を考慮の上、決定されます。
例) 令和8年4月採用の場合で、大学卒業後に民間企業において10年の勤務経験がある場合

基本給	手当関係	被服等	昇任
299,000円程度	6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。	採用と同時に制服、制帽のほか、靴、ワイシャツ、防寒衣等が支給されます。	公平な昇任試験等により行われ、本人の努力次第で幹部警察官への道が開かれます。

- (2) 採用時の階級
年齢、経歴、経験等に応じて決定します。

9 受験手続及び受付期間

インターネットによる方法のみ

受験申込	<p>下記URL(二次元コード)から「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、受験申込みをしてください。 具体的な手続方法は「青森県電子申請・届出システム」ホームページで確認してください。 https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/</p> <p>○ 手続き名「令和8年度青森県警察官(サイバー捜査官・第1回)採用試験受付」を選択し、手続きを行ってください。 ○ 絞り込みで検索する場合は、検索キーワードに「警察」と入力し、検索してください。 ○ 申込みが完了した場合、申込完了をお知らせする自動返信メールが届きます。メール本文に表示された「整理番号」及び「パスワード」は、受験票を確認する際に必要ですので、必ず控えてください。</p>	 <p>青森県電子申請・届出システム</p>
	<p>受験資格にある資格又は資格加点を申請する場合は、証明する書類の写しを青森県電子・申請届出システムへの申込み時に所定の欄にアップロード、郵送又はメール(C25110I@mail.police.pref.aomori.jp)により提出してください(第1次試験当日に原本を持参して下さい)。</p>	
受付期間	4月27日(月)午前8時30分から6月8日(月)午後5時15分までの間に「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付けます。	
受験票等の交付	6月24日(水)に青森県警察採用情報ホームページに「受験番号一覧表」、「受験票」及び「写真票」を登載しますので、第1次試験前日までに確認し、所定の方法により「受験票」及び「写真票」を作成してください。	

注1 受験申込後、電話で内容確認する場合があります。青森県警察本部警務課「017-723-4211」から電話があった場合は、応答し、又は折り返し電話をして下さい。

注2 インターネットによる申込みができない事情がある方は、5月8日(金)午後5時15分までに、青森県警察本部警務課採用担当に連絡してください。

